

令和2年度 事前評価点検表（内部評価）

1 事業概要

事業名	都市計画道路 東大阪中央線 道路改良事業	
担当部署	都市整備部 交通道路室 道路整備課 建設グループ（連絡先 06-6944-9276）	
事業箇所	八尾市高砂町～小畑町	
事業目的	<p>本路線は、環状軸である大阪中央環状線と国道170号を補完し、府域の環状機能の強化に資する路線であり、中河内地域における交通混雑の緩和や地域の活性化に資する幹線道路である。</p> <p>本事業は、第二寝屋川から都市計画道路大阪楽音寺線までの区間を結ぶことで、並行する府道八尾枚方線や府道八尾茨木線で発生している慢性的な渋滞を緩和し、中河内地域の道路ネットワークの強化を図ることを目的とする。</p>	
事業内容	<p>道路築造</p> <p>事業延長：1.0km</p> <p>道路幅員：25.0m</p> <p>車道：2車線〔(3.25m+停車帯1.5m+施設帯1.0m)×2〕</p> <p>自転車道：両側〔2.25m×2〕</p> <p>歩道：両側〔(2.25m+植樹帯1.5m)×2〕</p>	
事業費	<p>全体事業費：約9.3億円〔国：約5.1億円、府：約4.2億円〕</p> <p>（内訳）調査費等 約0.3億円</p> <p>用地費 約5.1億円</p> <p>工事費 約3.9億円</p>	
	<p>【事業費の積算根拠】</p> <p>・予備設計成果を基に概算事業費を算出</p>	<p>【工事費の内訳】</p> <p>・街路築造工 約3.9億円</p>
事業費の変動要因	<p>・工事費については概算額で計上しており、今後、詳細設計により変動する可能性がある。</p> <p>・用地取得に係る物件補償の算定については、概算額で計上しており、今後の詳細調査により変動する可能性がある。</p>	
維持管理費	約850万円／年	
関連事業	—	

2 事業の必要性等に関する視点

上位計画等における位置付け	○大阪府都市整備中期計画(案) (H28.3)
優先度	周辺道路の慢性的な渋滞を緩和し、中河内地域の交通ネットワークを強化する路線であり、本事業の優先度が高い。
事業を巡る社会経済情勢等	<p>・本路線と並行する、府道八尾枚方線、府道八尾茨木線は、過去より慢性的な渋滞が発生している路線である。</p> <p>【周辺道路の交通量】</p> <p>八尾枚方線：12,363台／24H</p> <p>八尾茨木線：9,250台／24H</p> <p>大阪中央環状線：71,009台／24H</p> <p>国道170号：61,858台／24H</p> <p>（H27交通センサス）</p>
地元の協力体制等	<p>・八尾市による用地取得の協力</p> <p>・地域から早期整備の要望あり。</p>
事業の投資効果<費用便益分析>または<代替指標>	<p>【効果項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・走行時間短縮便益 ・走行経費減少便益 ・交通事故減少便益 <p>【分析結果】</p> <p>B/C=8.36 B=72.0億円 C=8.6億円</p> <p>【算出方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省「費用便益分析マニュアル」（平成30年2月）により算出 ・H22交通センサスペースのR12年（2030年）将来交通推計値により算出
事業効果の定性的分析（安全・安心、活力、快適性等の有効性）	<p>【安全・安心】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車道、歩道が分離構造となり、歩行者、自転車等の安全が確保される。 <p>【活力】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中河内地域の交通ネットワークが強化され、周辺道路の渋滞緩和による物流の効率化に寄与する。 <p>【快適性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・並行する府道八尾枚方線と府道八尾茨木線の渋滞緩和による走行性、快適性が向上する。 <p>【受益者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路利用者、地域住民

3 事業の進捗の見込みの視点

事業段階ごとの進捗予定と効果	令和3年度～令和4年度：測量・設計 令和4年度～令和5年度：用地取得 令和5年度～令和7年度：工事
完成予定年度	令和7年度

4 コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

コスト縮減や代替手法との比較検討	(コスト縮減) ・横断構成については、接続道路が2車線であることやコスト縮減の観点から暫定2車線としており、今後周辺道路のネットワークの整備状況を見極めながら、将来的に4車線へ改良を行う。その際、手戻りの少ない断面構成を採用している。 (代替立案等の可能性) ・本事業の整備位置(道路線形)については、都市計画と整合しているため代替立案の余地はない。 以上のことから、現案が適切である。
------------------	---

5 特記事項

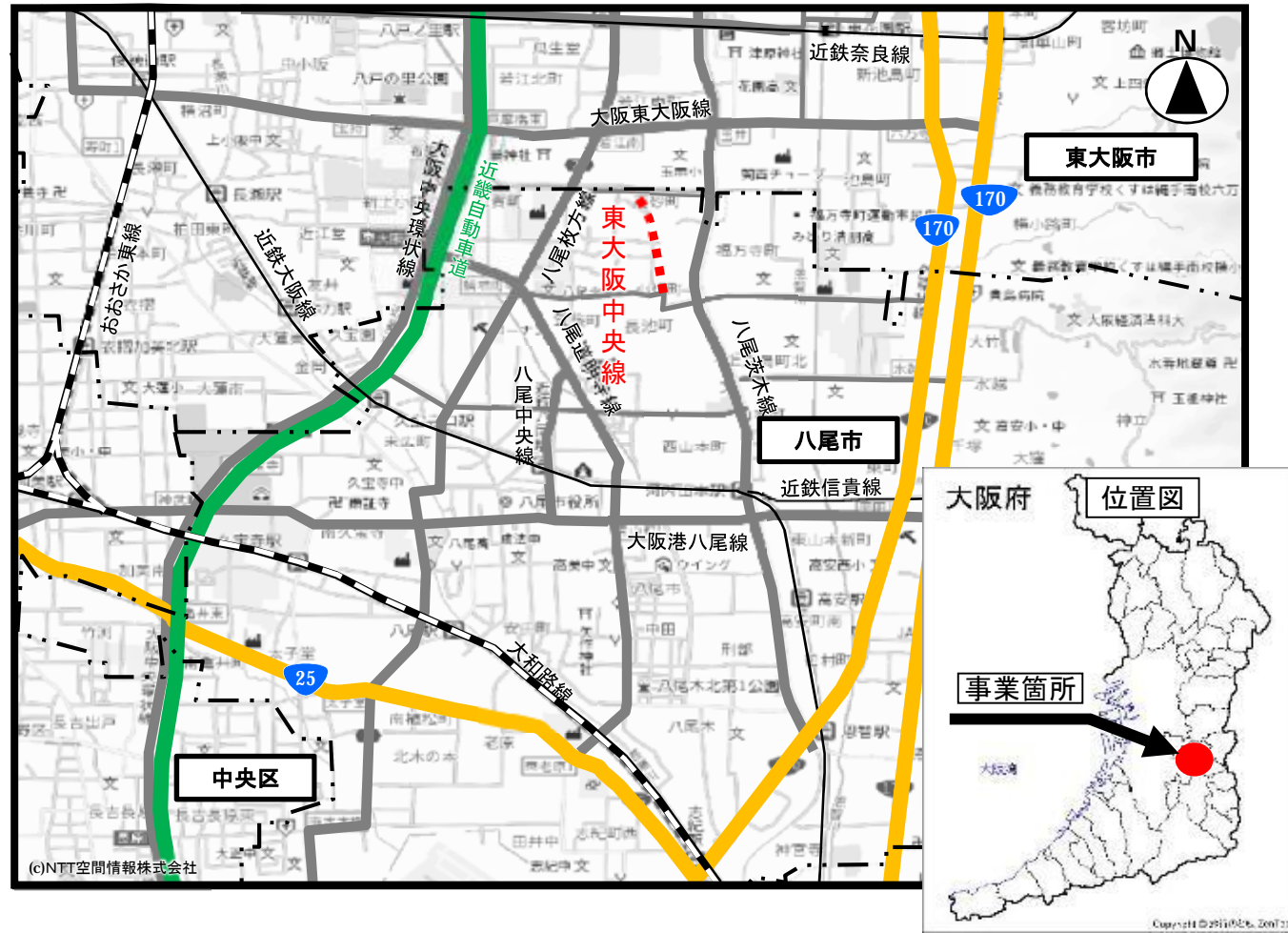
自然環境等への影響とその対策	・周辺は、市街地が形成されており、本事業において、新たに自然環境に与える影響は少ない。
その他特記事項	—

6 評価結果

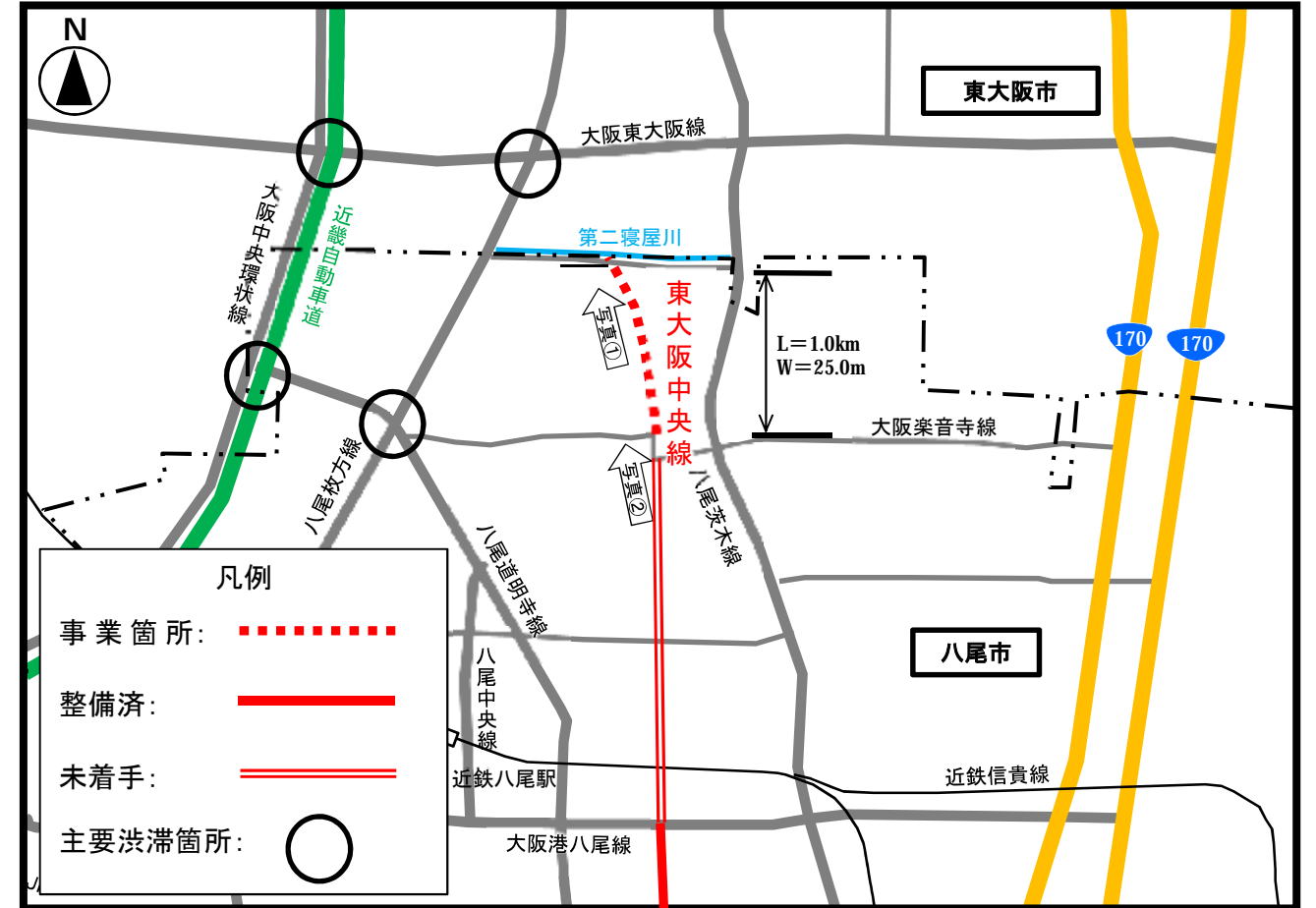
評価結果	○事業実施 <判断の理由> ・本事業の完成により、並行する府道八尾枚方線や府道八尾茨木線で発生している慢性的な渋滞の緩和に寄与する。 ・中河内地域の交通ネットワークが強化され、周辺道路の渋滞緩和による物流の効率化に寄与する。 ・車道、自転車道、歩道が分離構造となり、通行者の安全性に寄与する。 以上の理由により、本事業を実施する。
------	--

令和2年度 事前評価（都市計画道路 東大阪中央線 道路改良事業）

事業箇所図



平面図



現況写真

写真①



写真②



断面図

